

利根町環境基本計画策定の 基本的事項

(利根町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び
利根町地域気候変動適応計画含む)

1. はじめに
2. 環境基本計画の策定方針
3. 計画策定の進め方



利根川桜づつみ



1. はじめに

(1) 環境基本計画とは

◆ 環境基本法第15条に規定

- 環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画のこと
- 環境基本計画は、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民をはじめ、多様な主体に期待する役割を示したもの

環境を取り巻く課題

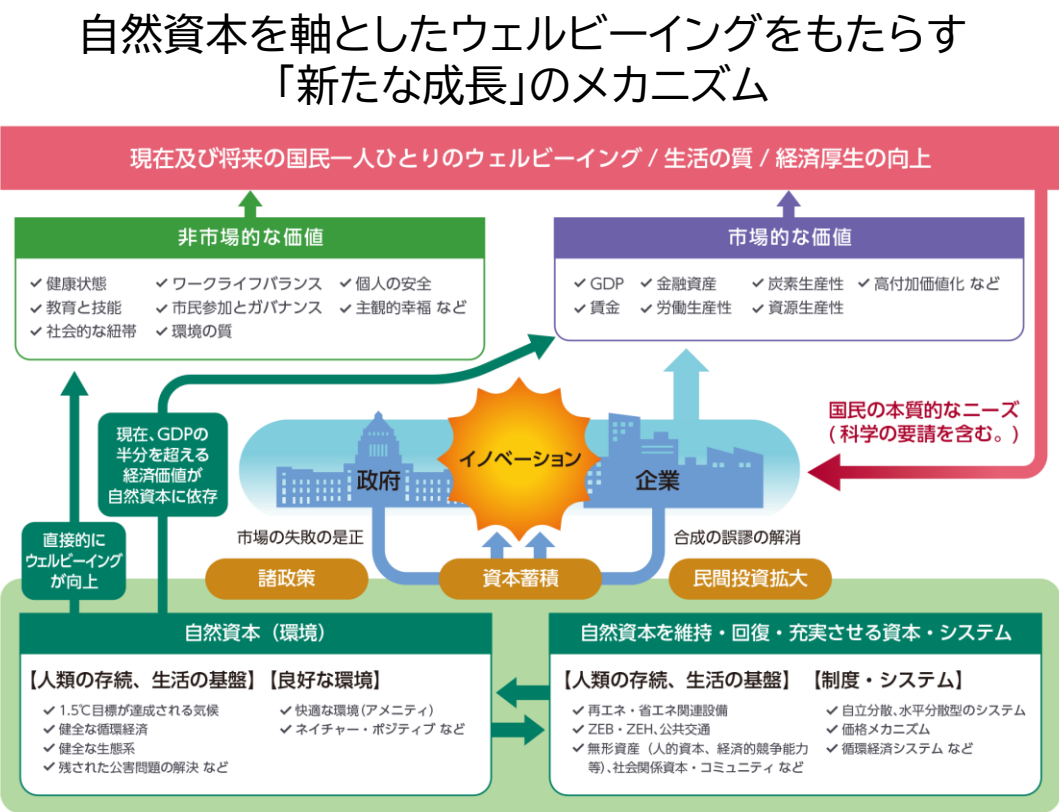
大気汚染	水質汚濁	野生動植物の生息状況・生息地の変化
騒音・振動	オゾン層の破壊	ごみ処理・リサイクル
土壌汚染	地球温暖化	環境ホルモン・ダイオキシン類
悪臭・地盤沈下	森林破壊	放射能による環境汚染(原発事故由来) …etc.

持続可能な社会の構築を目指すための環境施策

◆ 第六次環境基本計画

国では、環境保全のための政府の取組の骨組みである環境基本計画が見直され、第六次環境基本計画が2024年5月に閣議決定

第六次環境基本計画では、現状の課題を踏まえ、「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」、「人類の福祉への貢献」の実現を目的としており、そのために、環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる「循環共生型社会」を目指すことを掲げている。



出典:環境省「令和6年版環境白書」

(2)地球温暖化対策実行計画(区域施策編)とは

◆ 地球温暖化対策推進法 第21条第4項 **利根町は努力義務となる**

地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画(地方公共団体実行計画(区域施策編))を策定するよう努めることが求められている。

令和3年5月26日に改正地球温暖化対策推進法が成立し、「2050年まで脱炭素社会の実現」を基本理念として、2050年までに温暖化ガス排出量を実質ゼロにする政府目標の法的な裏付けとなる。再生可能エネルギーの導入拡大へ事業者が行政手続きを簡略化できる「促進区域」の仕組みも盛り込んだ。

◆ 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)

地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画。2021年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明。改定された地球温暖化対策計画は、この新たな削減目標も踏まえて策定したもので、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いている。

(3)地域気候変動適応計画とは

◆ 気候変動適応法

2018(平成30)年に「気候変動適応法」が成立し、同年12月1日に施行された。この中で気候変動適応の法的位置づけを明確にし、国・地方公共団体・事業者・国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備された。

また、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、令和5年4月に気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律(令和5年法律第23号)が可決・成立された。

◆ 地域気候変動適応計画

地域での適応の強化として都道府県や市町村等が主体となって、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画を指す。【適応法第12条】

気候変動



(4)その他の環境を取り巻く社会情勢の大きな変化

◆ 持続可能な開発目標(SDGs) 2015年9月

国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択

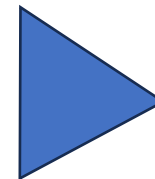


◆ 昆明・モンリオール生物多様性枠組 2022年12月

生物多様性に関する世界目標のひとつであり、前身の愛知目標を引き継ぎ、2050年ビジョンには「自然と共生する世界」を掲げている

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために
生物多様性の損失を止め反転さ
せるための緊急の行動をとる



2050年ビジョン

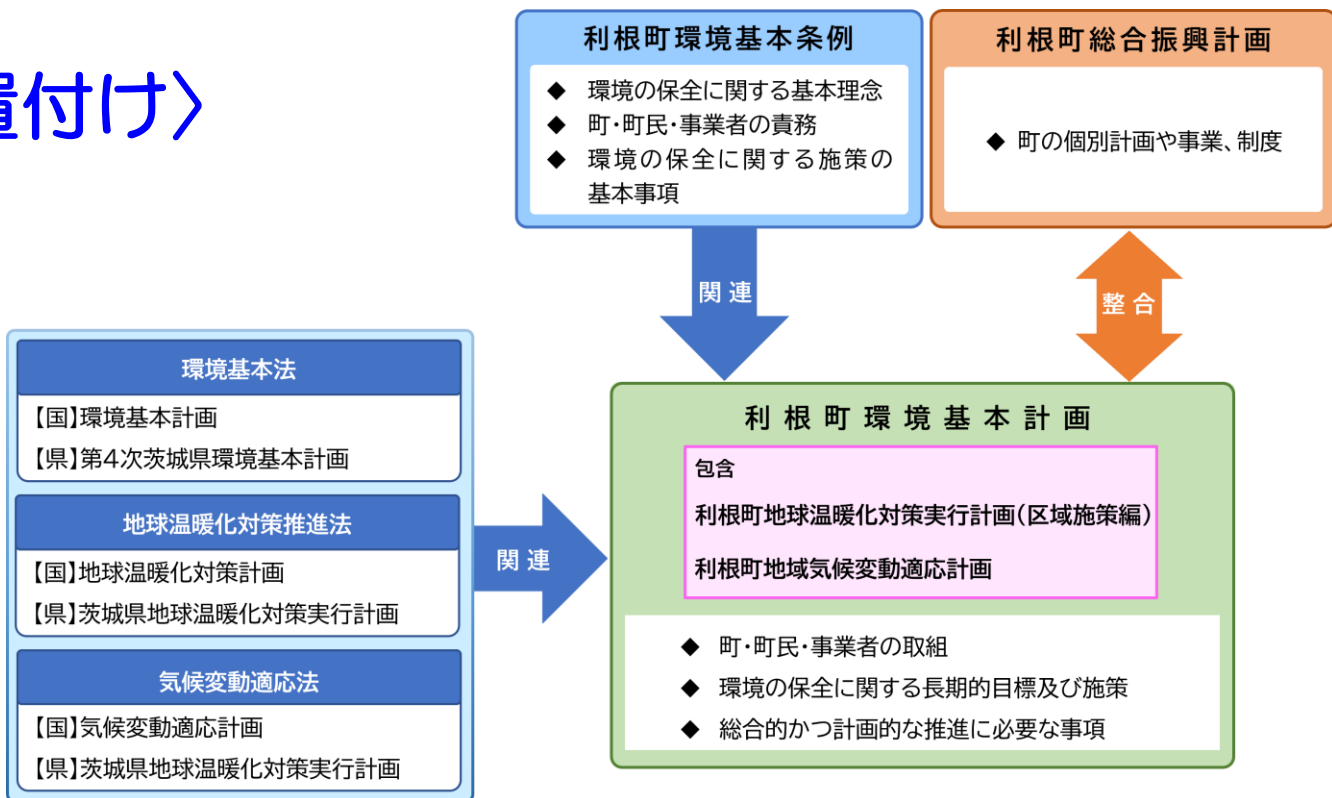
自然と共生する世界

2. 環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画含む）の策定方針

〈計画策定の目的〉

利根町環境基本条例第3条の基本理念の実現に向け、環境保全等に関する施策を町民、事業者および町がそれぞれの責務を認識し、自主的かつ積極的に取り組み、現在及び将来の町民の健康や文化的な生活の確保に寄与するとともに、福祉の向上に貢献することを総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

〈計画の位置付け〉



～利根町環境基本条例(令和5年9月19日施行)～

◆ 町の環境保全についての基本理念

◆ 町・町民・事業者の責務

◆ 環境基本計画の策定

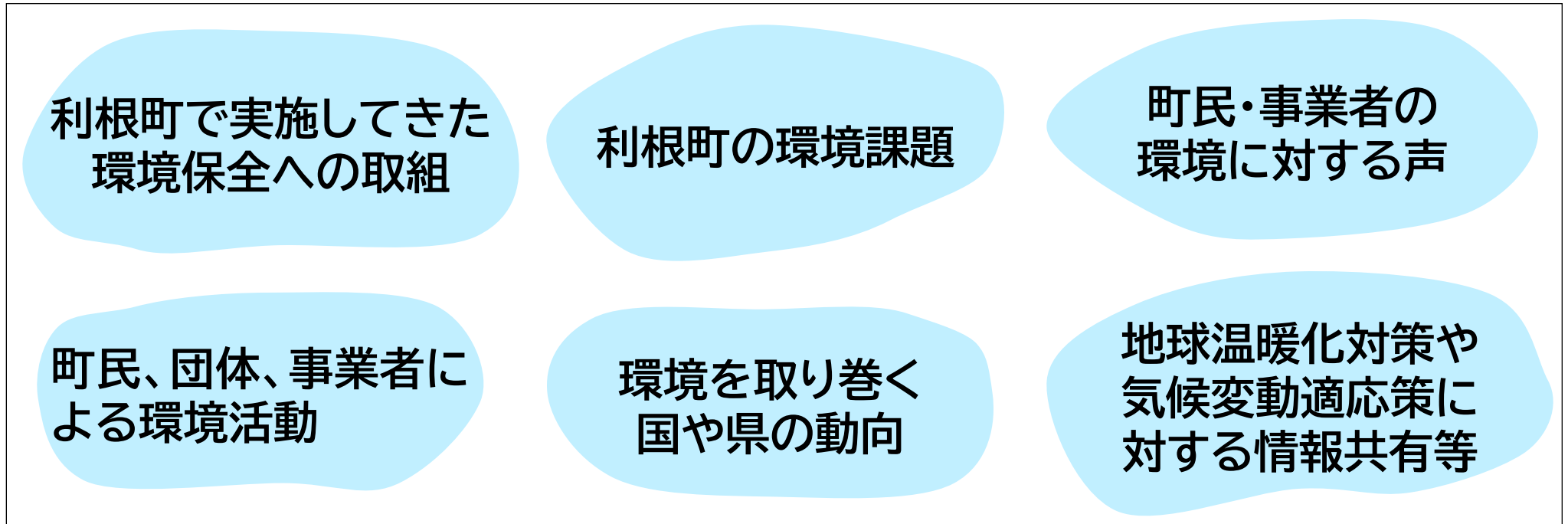
◆ 情報の収集及び調査の実施、環境教育等の推進

◆ 町・町民・事業者の協働、情報の提供 他

- 環境の保全・創造に関する長期的かつ総合的な施策の目標
- 環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 策定委員会の設置
- 学生(小学5年生及び中学2年生)・町民・事業者への環境意識調査の実施
- 利根町環境審議会の意見を聴く
- 計画(案)についてパブリックコメントの実施
- 環境基本計画の公表

意見を反映

～ 町・町民・事業者一人ひとりが環境保全や地球温暖化・気候変動適応の推進を行うための計画 ～



分かりやすく実効性が高い計画

分野別の環境施策
(取組)を体系化

主体別
(町・町民・事業者)
取組の明確化

協働で取り組むための
仕組みづくり

〈対象とする地域〉

本計画が対象とする地域は、利根町全域とする。ただし、河川などのように流域として捉える必要がある場合や、大気汚染のように公益的な対応が必要なものなどについては、国や茨城県、他の地方自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとする。

〈対象とする環境〉

自然環境	生活・快適環境	地球温暖化・脱炭素	気候変動	環境教育
生物多様性(動植物等) 水辺(河川・湖沼等) 農地	大気環境 (大気、騒音・振動、悪臭) 水環境 (河川・湖沼、上下水道等) 土壌環境(土壌汚染) 公園・緑地 文化財	地球温暖化の防止 オゾン層(酸性雨) 資源及びエネルギー 廃棄物の減量 リサイクルの推進	気候変動適応策	環境教育・環境学習 環境保全活動

〈計画の期間〉

令和8年度から令和17年度までの10年間とし、概ね5年を経過した時点で、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。

3. 計画策定の進め方

(1) 環境の現況整理

既存資料や現地調査、関係各課へのヒアリング、**町民アンケート**により
町の環境の現況などを把握・整理し、環境課題を抽出

- 
- 総合振興計画
 - 事務事業データ
 - 町の統計
 - その他の計画
 - 現況調査
 - 環境活動団体等からの情報収集
- …etc.

- 
- 対象
 - 学生(小学5年生・中学2年生)
 - 市民(小学5年生・中学2年生の保護者含む)
 - 事業者
 - 内容
 - ①環境の課題と対策
 - ②地球温暖化対策、気候変動対策、生物多様性への関心

など

①現況調査

令和6年度は調査を主として実施。

■ 生物多様性に関する調査

現地踏査や文献などから、動植物及び水生生物調査を実施し、取りまとめる。

■ 道路大気環境調査

12月に利根町役場へ移動大気測定車を設置予定。

測定機器を1週間連続で稼働し、
二酸化窒素、一酸化窒素などを測定し、
近郊(取手市役所、印西高花)の
環境大気測定局と比較し、 評価する。

水生生物調査の様子



設置例



② 環境意識調査(アンケート)



■ 対象

学生(小学5年生・中学2年生)

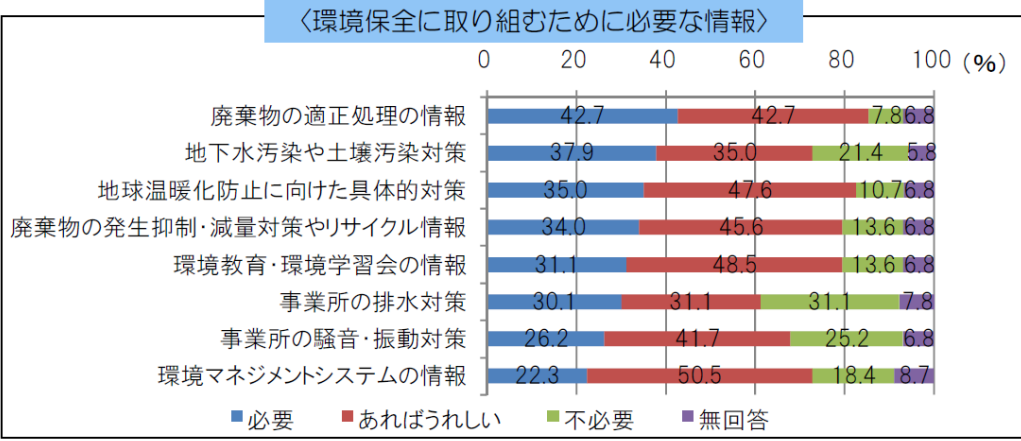
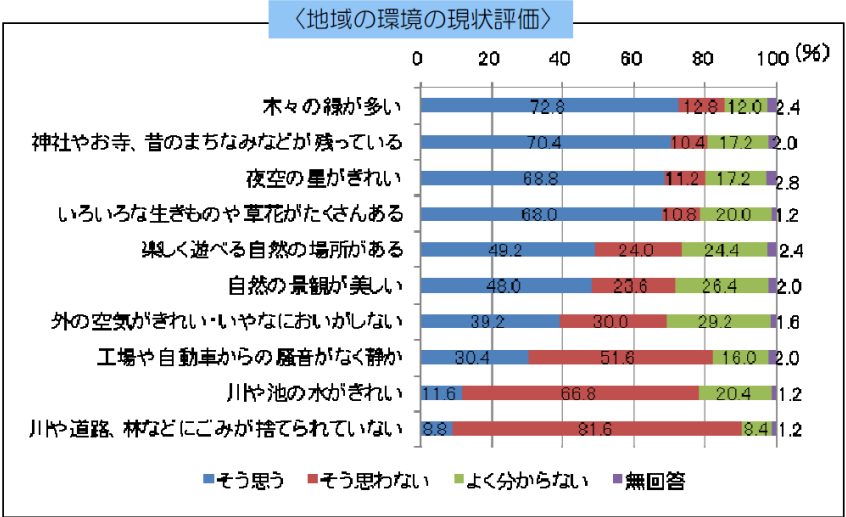
市民(小学5年生・中学2年生の保護者含む)

事業者

■ 内容

- 環境の課題と対策
- 地球温暖化対、気候変動対策、生物多様性への関心 など

掲載例



③-1 現状の温室効果ガス排出量の算定・分析・考察

町域における現状の温室効果ガスの排出量について、国、県、その他資料に基づき総量を推計し、町域における部門・分野別の構成比や推移等の特性について分析し、課題を抽出し、削減目標を設定

■ 対象となる部門・分野

産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野(一般廃棄物)

CO₂排出量の傾向把握

排出要因分析に活用可能な按分法による現況推計の分析データ
(環境省 自治体排出量カルテ)

CO₂排出量の目標設定など

■ 将来推計

■ 温室効果ガス削減目標の設定

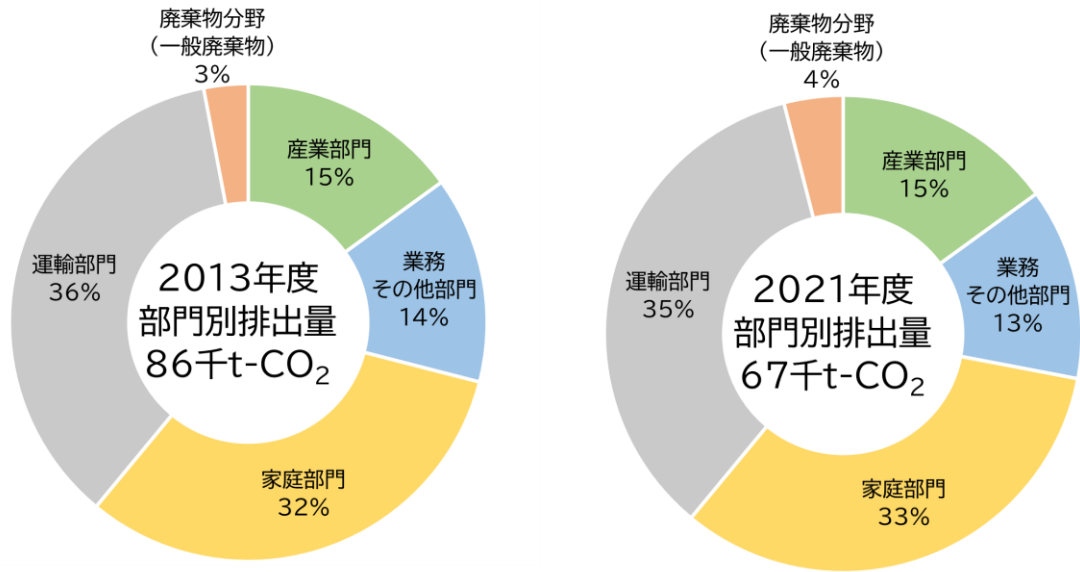
2013年度を基準とし、中期目標(2030年)及び長期目標(2050年)を部門別に定める。

■ 再生可能エネルギーの導入目標の設置

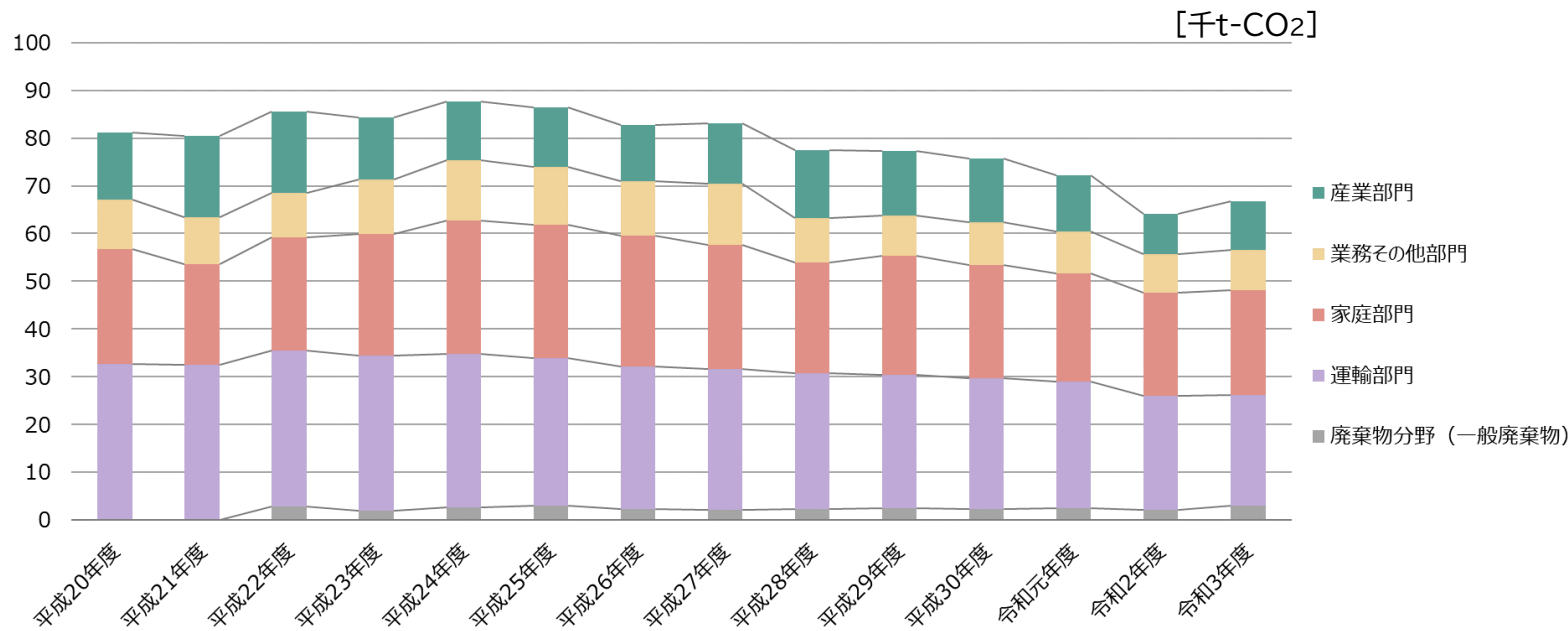
町域の再生可能エネルギーポテンシャルを評価し、将来の技術革新を見据えた再生可能エネルギーの導入目標を設定。

■ 利根町の部門・分野別排出量(標準的手法)

1)排出量の部門・分野別構成比

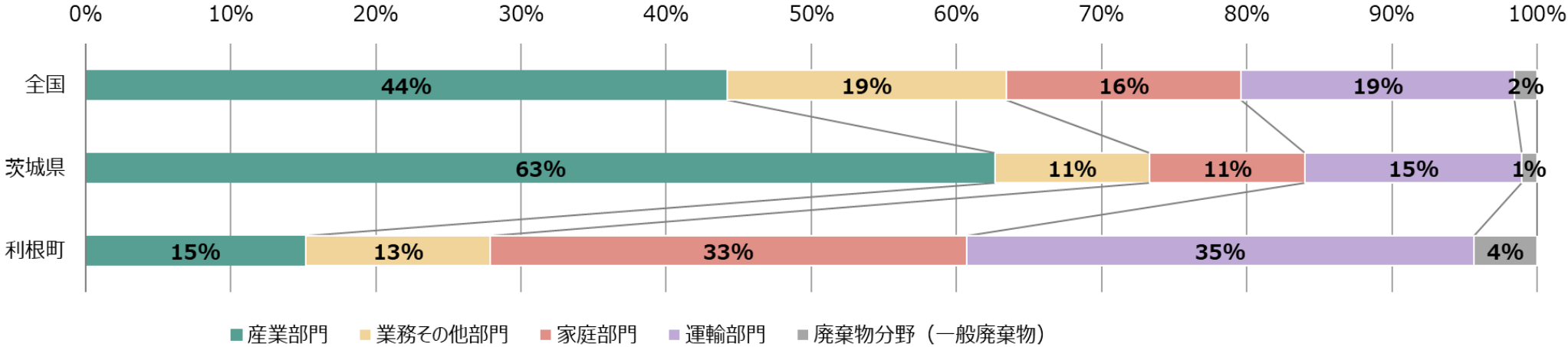


2)部門・分野別の温室効果ガス(CO₂)排出量の経年変化



3)部門・分野別構成比の比較(都道府県平均及び全国平均)

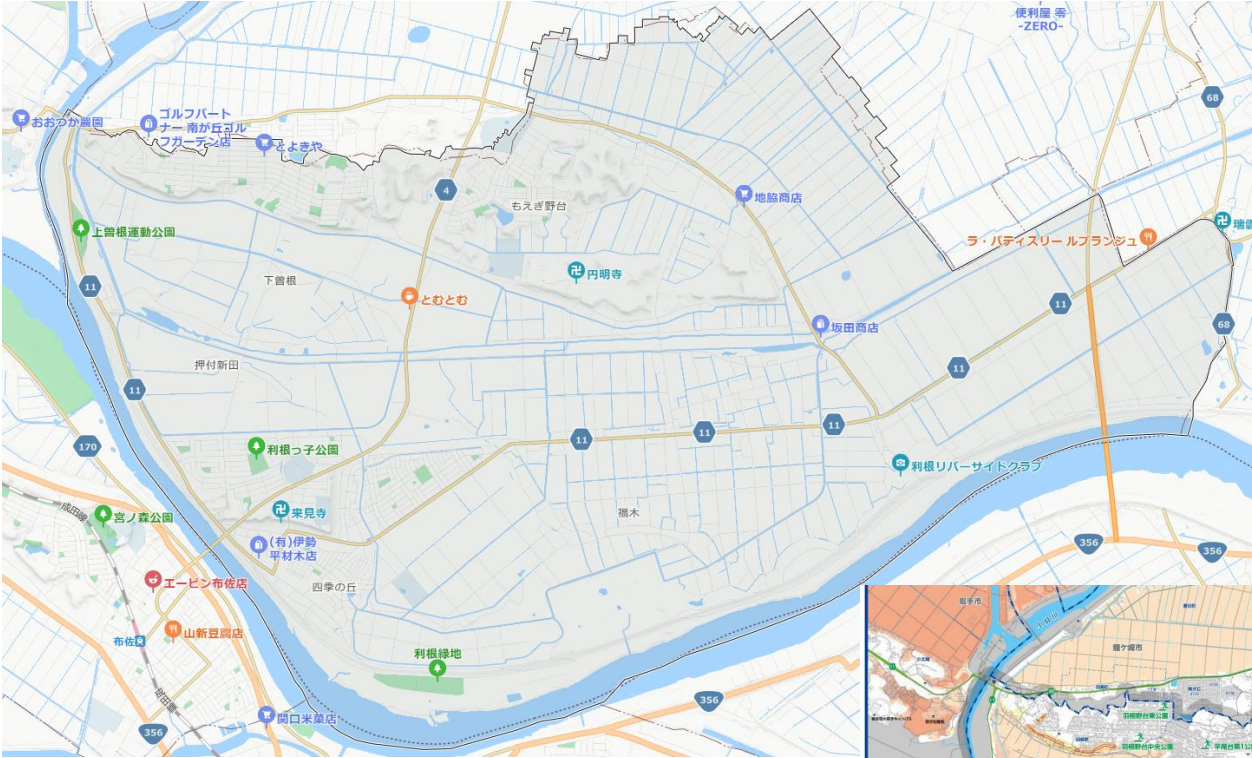
(令和3年度)



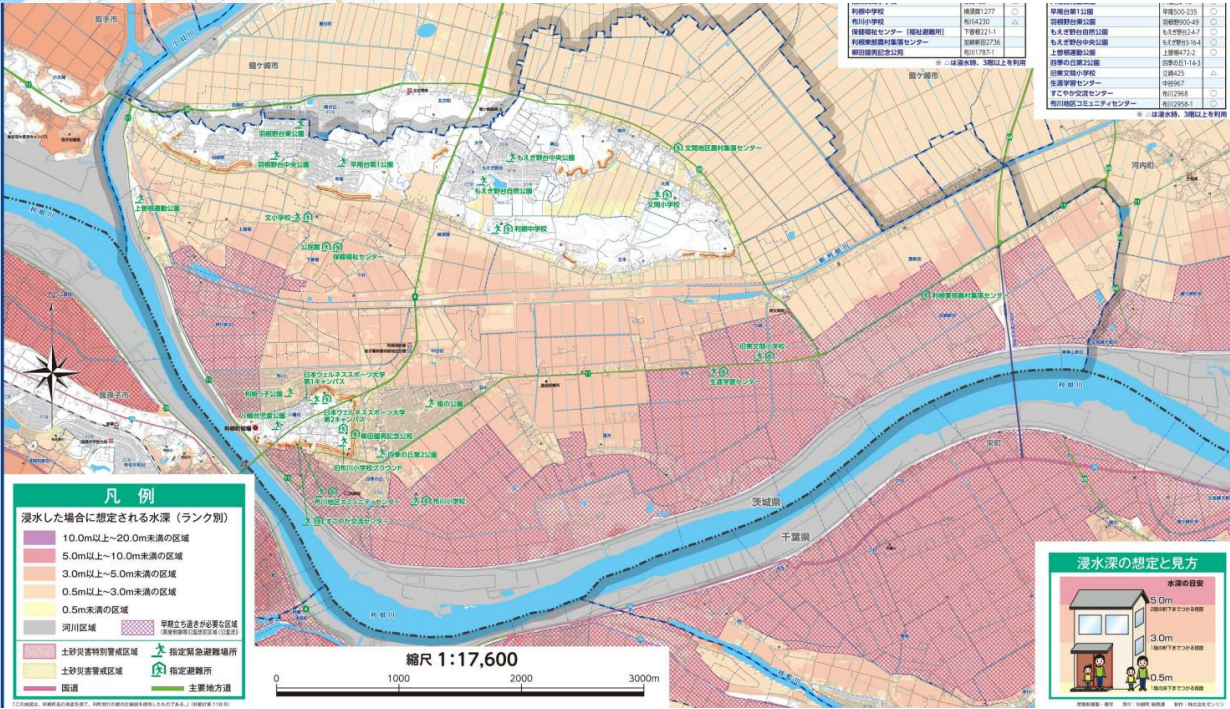
区域のCO₂排出量は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」の標準的手法に基づき、統計資料の按分により地方公共団体別部門・分野別CO₂排出量を推計した値です。なお、一般廃棄物のCO₂排出量は、環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」の焼却処理量から推計しています。

各地方公共団体の過年度のデータは、地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「部門別CO₂排出量の現況推計(部門別データ)」(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suikei2.html)を御参照ください。
本カルテに掲載している推計年度は、地方公共団体実行計画(区域施策編)で地域の温室効果ガス排出量の目標を策定する際に基準年度や現状年度として選択できます。令和3年度(2021年度)は最新の現況推計年度です。各部門・分野別CO₂排出量構成比を分析することで施策の検討に役立てることができます。

④-1 気候変動適応計画に関する基本的事項



ハザードマップ



■ 面積

(総土地面積、林野面積は2020年農林業センサス、耕地面積は令和4年面積調査)

総土地面積	2,486 ha(0.4%)
林野面積	66 ha(0.0%)
耕地面積	1,190 ha(0.7%)
田耕地面積	1,130 ha(1.2%)
畑耕地面積	59 ha(0.1%)

■ 人口・世帯

(総務省 令和2年国勢調査)

総人口	15,340 人(0.5%)
男	7,482 人
女	7,858 人
年少人口	1,196 人
生産年齢人口	7,227 人
老年人口	6,903 人
総世帯数	6,258 世帯(0.5%)

■ 市町村財政

(総務省 令和3年度 市町村別決算状況調)

歳入総額	7,030,257 千円
歳出総額	6,750,728 千円
うち農・畜産業費	131,678 千円
うち林業費	-
うち水産業費	-

■ 事業所数

(総務省 平成26年経済センサス-基礎調査)

事業所数総数	429 事業所
建設業事業所数	67 事業所
製造業事業所数	31 事業所
うち食品製造業事業所数	2 事業所
卸売業・小売業事業所数	114 事業所

■ 農業経営体数・農家数

(2020年農林業センサス)

農業経営体数	255 経営体(0.6%)
うち個人経営体数	252 経営体
うち団体経営体数	3 経営体
うち法人経営体数	3 経営体
総農家数	381 戸(0.5%)
自給的農家数	129 戸(0.5%)
販売農家数	252 戸(0.6%)
主業経営体数	25 経営体(0.3%)
準主業経営体数	33 経営体(0.7%)
副業的経営体数	194 経営体(0.7%)

■ 作付・飼養別農業経営体数

(2020年農林業センサス)

稲	233 経営体
麦類	1 経営体
雑穀	-
いも類	3 経営体
豆類	7 経営体
工芸農作物	-
野菜類	8 経営体
花き類・花木	4 経営体
果樹	1 経営体
乳用牛	-
肉用牛	-
豚	-
採卵鶏	-
ブロイラー	-

■ 経営耕地規模別農業経営体数

(2020年農林業センサス)

経営耕地なし	-
0.3ha未満	-
0.3～0.5ha	12 経営体
0.5～1.0ha	41 経営体
1.0～1.5ha	47 経営体
1.5～2.0ha	36 経営体
2.0～3.0ha	65 経営体
3.0～5.0ha	27 経営体
5.0～10.0ha	17 経営体
10.0～20.0ha	6 経営体
20.0～30.0ha	2 経営体
30.0～50.0ha	-
50.0～100.0ha	1 経営体
100.0ha以上	1 経営体

■ 農業労働

(2020年農林業センサス)

農業に60日以上従事した世帯員・役員・構成員(経営主を含む)数	297 人(0.5%)
男	194 人
女	103 人
基幹的農業従事者数	289 人
男	176 人
女	113 人
うち65歳未満	52 人
男	34 人
女	18 人
農業に60日以上従事した世帯員・役員・構成員(経営主を含む)数(団体経営体)	-
計	12 人
60～99日	-
100～149日	3 人
150日以上	9 人
雇用労働(農業経営体)	-
常雇い	7 人
臨時雇い	101 人

■ 地域

(農業集落数は2020年農林業センサス、集落営農数は令和4年集落営農実態調査、農産物直売所数は2010年世界農林業センサス)

農業集落数	26 集落(0.7%)
集落営農数	5 集落営農
農産物直売所数	1 施設(0.2%)

■ 農業産出額

(令和3年市町村別農業産出額(推計))

合計	77 千万円
耕種計	77 千万円
米	72 千万円
麦類	-
雑穀	-
豆類	0 千万円
いも類	0 千万円
野菜	2 千万円
果実	0 千万円
花き	X
工芸農作物	-
種苗・苗木類・その他	X
畜産計	-
肉用牛	-
乳用牛	-
うち生乳	-
豚	-
鶏	-
うち鶏卵	-
うちブロイラー	-
その他畜産物	-
加工農産物	-

■ 販売を目的とした農畜産物の作付・飼養状況
(2020年農林業センサス)

・ 稲、麦、雑穀、いも類、豆類、工業農作物

	農業経営体数	作付面積
水稻	233 経営体	639 ha
陸稲	9 経営体	2 ha
麦類		
小麦	1 経営体	X
大麦	—	—
裸麦	—	—
そば	—	—
その他雑穀	—	—
いも類		
ばれいしょ	3 経営体	0 ha
かんしょ	1 経営体	X
豆類		
大豆	6 経営体	1 ha
小豆	1 経営体	X
その他の豆類	1 経営体	X
工業農作物		
さとうきび	—	—
なたね	—	—
茶	—	—
てんさい	—	—
こんにゃくいも	—	—
その他工業農作物	—	—

・ 野菜

	農業経営体数	作付面積
だいこん	4 経営体	0 ha
にんじん	2 経営体	X
さといも	3 経営体	0 ha
やまのいも	X	X
はくさい	5 経営体	0 ha
キャベツ	3 経営体	0 ha
ほうれんそう	3 経営体	0 ha
レタス	1 経営体	X
ねぎ	4 経営体	0 ha
たまねぎ	2 経営体	X
ブロッコリー	3 経営体	0 ha
きゅうり	3 経営体	0 ha
なす	3 経営体	0 ha
トマト	2 経営体	X
ピーマン	1 経営体	X
いちご	1 経営体	X
メロン	—	—
すいか	—	—
その他の野菜	1 経営体	X

■ 農産物の生産

・ 普通作物・工業農作物

(令和4年産作況調査(水稻、麦類、大豆、そば、なたね、てんさい))

	作付面積	収穫量
水稻	671 ha(1.1%)	3,600 t(1.1%)
麦類		
小麦	—	—
二条大麦	—	—
六条大麦	—	—
はだか麦	—	—
大豆	7 ha(0.2%)	4 t(0.1%)
そば	—	—
なたね	—	—

注:作付面積は、は種又は植え付けしてからおおむね1年以内に収穫された面積。

・ 野菜指定産地に該当する品目
(令和3年産作況調査(野菜))

	作付面積	収穫量
該当なし		

■ 林業データ

■ 林野面積等

(2020年農林業センサス)

林野面積計	66 ha (0.0%)
国有林	—
林野庁	—
その他官庁	—
民有林	66 ha
独立行政法人等	—
公有林	2 ha
私有林	64 ha
現況森林面積	66 ha
森林以外の草生地	—
森林計画による森林面積計	56 ha
国有	—
民有	56 ha

■ 林業経営体

(2020年農林業センサス)

林業経営体数	—
うち個人経営体	—
法人化している経営体数	—
農事組合法人	—
会社	—
各種団体	—
その他法人	—
地方公共団体・財産区	—
法人化していない経営体数	—
林家数	5 戸

■ 漁業データ

■ 漁業経営体

(2018年漁業センサス)

漁業経営体数	…
個人	…
会社	…
漁業協同組合	…
漁業生産組合	…
共同経営	…
官公庁・学校・試験場	…
その他	…

■ 漁業就業者

(2018年漁業センサス)

漁業就業者数	…
男	…
女	…

■ 宮んだ漁業種類別経営体数

(2018年漁業センサス)

計(実数)	…
底ひき網	…
船ひき網	…
まき網	…
刺網	…
さんま棒受網	…
大型定置網	…
さけ定置網	…
小型定置網	…
その他の網漁業	…
はえ縄	…
釣	…
小型捕鯨	…
潜水器漁業	…
採貝・採藻	…
その他の漁業	…
海面養殖	…

■ 漁港数・漁船隻数

(漁港数は水産庁資料(令和5年4月1日現在)、漁船
隻数及びトン数は2018年漁業センサス)

漁港数	—
漁船隻数	…
無動力船隻数	…
船外機付船隻数	…
動力船隻数	…
トン数	…

■ 漁業関連施設数

(2018年漁業センサス)

冷凍・冷蔵工場数	—
宮んだ水産加工工場 (実数)	—
冷凍水産物	—
わり製品	—
冷凍食品	—
素干し品	—
塩干し品	—
煮干し品	—
塩蔵品	—
くん製品	—
節製品	—

■ 内水面養殖業

(2018年漁業センサス)

養殖池数	…
養殖面積	…
養殖業従事者数	…
宮んだ経営体数	…

■ 湖沼漁業

(2018年漁業センサス)

漁業従事者数	…
宮んだ経営体数	…

■ 海面漁業の魚種別漁獲量(うち上位20種)
(平成30年海面漁業生産統計調査)

合計	…
----	---

利根町自立・分散型エネルギー設備（蓄電池）導入促進事業費補助金

住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自立・分散型エネルギー設備（蓄電池）を新たに設置する方に対して、設置に要する費用の一部を補助します。

今年度申請される方は**令和6年12月20日まで**に申請していただきますようお願いいたします。

また、申請は先着順となりますので、電話等での仮予約は行うことができませんのでご了承ください。

補助対象設備となる蓄電池は令和5年度または令和6年度に、国が実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者（令和5年度は一般社団法人環境共創イニシアチブ、令和5年度は6月頃に決定予定）により登録されているものであり、未使用品であること。

詳細については「補助金交付の手引き」をご覧ください。

[利根町自立・分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱](#)（新しいウインドウで開きます） 

[補助金交付の手引き](#)

[様式第1号 交付申請書](#)

[様式第3号 変更承認申請書](#)

[様式第5号 中止申請書](#)

[様式第7号 実績報告書](#)

[様式第9号 交付請求書](#)

[様式第11号 財産処分申請書](#)

当該補助金は[利根町太陽光発電システム設置費補助金](#)（新しいウインドウで開きます）  と併用が可能となっておりますのでご活用ください。







(4)各計画共通

基礎調査等を整理し、事務局でまとめ、策定委員会で検討

(5)環境将来像、基本目標及び環境施策の検討

- ・環境将来像、基本目標及び環境施策の検討

(6)重点的な取組(リーディングプロジェクト)の設定

- ・利根町環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び地域気候変動適応計画)を推進するために、最も重要で、優先的に進めるべき取組の設定

(7)環境指標、数値目標の検討

- ・取組の成果を数値で評価するための環境指標と目標値を設定

(8) 進行管理計画の策定

- ・環境基本計画や地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び地域気候変動適応計画を推進していくために、関係団体との連携、進行管理体制、目標達成の評価方法について検討

(9) 環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び地域気候変動適応計画)の作成・公表

- ・環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び地域気候変動適応計画(素案)の完成
- ・環境審議会で検討した上で答申
- ・パブリックコメントの実施



利根町環境基本計画(利根町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び利根町地域気候変動適応計画含む) スケジュール

令和6年10月29日

年 度 項 目	R6年度											R7年度											摘 要
	R6年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8年1月	2月	3月	
	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	
1 策定体制の整備及び策定方針の検討			検討及び取りまとめ																				
2 環境基本計画																							
①環境情勢の動向等、町内環境の現状調査とまとめ			情報収集等及び取りまとめ																				
②町内環境の現状調査の実施																							
ア生物多様性に関する調査			動植物及び水生生物調査(現地調査)及び文献等による情報収集や茨城県版レッドデータブックをもとに貴重種などの取りまとめ																				
イ道路大気環境調査							調査及び取りまとめ 測定車設置場所:利根町役場 1週間連続で測定														12月予定 100Vの電源が必要		
3 利根町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)																							
①温室効果ガス排出量・特性の調査			情報収集等及び取りまとめ																				
4 利根町地域気候変動適応計画																							
①気候変動による影響の抽出			情報収集等及び取りまとめ																				
②現地補足調査			情報収集等及び取りまとめ																				
5 環境意識調査				構成及び作成			配布及び回収	集計及び解析														アンケート対象者 町民:2,000人(保護者含む) 事業者:100事業所 小学5年生及び中学2年生	
6 各計画等共通																							
①環境将来像及び環境目標の設定、環境指標の検討及び設定、基本施策及び重点施策			検討及び取りまとめ																				
②先進事例等の収集・整理・国、県等の上位計画の整合性			情報収集等及び取りまとめ																				
7 策定委員会及び環境審議会運営補助																							
①環境審議会								第1回									第2回						
②策定委員会					第1回						第2回				第3回								
8 気候変動及び脱炭素フォーラムの開催		打合せ											開催										
9 環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び地域気候変動適応計画含む)素案の作成											調査結果及び検討結果等をもとに素案を作成												
10 パブリックコメント																		実施					
11 成果品																				最終校正 冊子印刷		冊子:100頁程度200部	
12 報告											報告												
① 令和6年度現況調査報告書の提出											報告												
② 令和7年度報告書の提出																					報告		

環境審議会 検討内容

第1回 (R7年1月予定)

- ・委嘱状交付
- ・会長、副会長選出
- ・諮問
- ・計画策定の流れ及び策定スケジュール等

第2回 (R7年10月予定)

- ・環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)/気候変動適応計画を含む)(案)の報告等
- ・答申

策定委員会 検討内容

第1回 (R6年10月29日)

- ・委嘱状交付
- ・委員長、副委員長選出
- ・利根町環境基本計画策定委員会設置要綱
- ・アンケートの内容等

第2回 (R7年5月予定)

- ・各種調査結果報告等

第3回 (9月予定)

- ・環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)/気候変動適応計画を含む)(案)の報告等